

初山市営住宅余剰地地域密着型サービス（令和10年度開設予定）設置運営法人募集における質問への回答

質問No.	資料名	項目等	質問事項	回答
1	様式5 施設整備に係る資金計画書		現在、融資について、メインバンク等と協議をしています。 その中で、金融機関が融資の実行する際、当該土地への担保は可能でしょうか。	当該土地への担保はできません。
2	ホームページ等		ホームページにて、「建設費増加や昨今の人件費・物価高騰により事業収支計画に大きな影響を及ぼしていることから、令和7年9月16日付けで法人より辞退届の提出があったため、設置運営法人に係る選定の決定を取消しました。」旨の記載を確認しました。 「建設費増加や昨今の人件費・物価高騰」が原因とするのであれば、前回公募より条件を変えていると思っています。前回公募が令和4年度とされているので、条件等で変わった点があれば教えていただければと思います。	<p>詳細な条件は公募要項等のおりとなりますが、建設費増加や昨今の物価高騰等を踏まえて、県の補助要綱が改正されたため、補助上限額が前回公募時に比べて以下のとおり増額しています。</p> <p>○前回公募時（令和4年度）</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （ア）施設の整備に係る補助金 上限額：1施設当たり、6,237千円 （イ）設備等（備品費、広告費、車両費等）の整備に係る補助金 上限額：1施設当たり、14,000千円</p> <p>②看護小規模多機能型居宅介護 （ア）施設の整備に係る補助金 上限額：1施設当たり、35,280千円 （イ）設備等（備品費、広告費、車両費等）の整備に係る補助金 上限額：宿泊定員1人当たり、839千円</p> <p>③認知症対応型共同生活介護 （ア）施設の整備に係る補助金 上限額：1施設当たり、35,280千円 （イ）設備等（備品費、広告費、車両費等）の整備に係る補助金 上限額：定員1人当たり、839千円</p> <p>○今回</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （ア）施設の整備に係る補助金 上限額：1施設当たり、7,696千円 （イ）設備等（備品費、広告費、車両費等）の整備に係る補助金 上限額：1施設当たり、17,400千円</p> <p>②看護小規模多機能型居宅介護 （ア）施設の整備に係る補助金 上限額：1施設当たり、43,575千円 （イ）設備等（備品費、広告費、車両費等）の整備に係る補助金 上限額：宿泊定員1人当たり、1,036千円</p> <p>③認知症対応型共同生活介護 （ア）施設の整備に係る補助金 上限額：1施設当たり、43,575千円 （イ）設備等（備品費、広告費、車両費等）の整備に係る補助金 上限額：定員1人当たり、1,036千円</p>
3	募集要項	5 応募資格	<p>①「小規模多機能型居宅介護又は、看護小規模多機能型居宅介護の運営実績を有していること。他」とありますが、10年以上の認知症対応型共同生活介護運営実績があり、緊急ショートや共用型認知症対応型通所介護の運営、また、地域コミュニティカフェ等の地域活動を行っており小規模多機能に近い活動を行っていますが応募対象になりますか。</p> <p>②また、株式会社でも応募の対象になりますか。</p>	<p>①恐れ入りますが、募集要項の5応募資格（1）にございますとおり、「小規模多機能型居宅介護又は、看護小規模多機能型居宅介護の運営実績を有していること」を条件としているため、当該サービスの実績がない場合は、応募の対象外となります。</p> <p>②対象となります。</p>

初山市営住宅余剰地地域密着型サービス（令和10年度開設予定）設置運営法人募集における質問への回答

質問No.	資料名	項目等	質問事項	回答
4	募集要項	7 工事進捗等について	工事の入札契約・着工時期等は令和9年度中とし、施設の新設工事の出来高については、令和9年度20%、令和10年度100%としてください。 とありますが、令和9年度中に20%以上を行っていけないか？	出来高については、令和9年度20%、令和10年度100%の工程を見込んでください。 着工後、当初のスケジュールより早い出来高が見込まれる場合は、本市との協議になります。
5	募集要項	7 工事進捗等について	補助金を活用した工事の着手（入札公告、契約等）については、本市の補助決定通知後に行ってください。それ以前に着手をした場合、補助対象外となります。 交付決定（市→法人）【R9.9月予定】 とありますが、 着工はR9年9月以降でなければいけないですか？ 例えば、A工事として躯体を中心に行い、C工事として内装工事を補助金を活用して行うとします。この場合はA工事を9月以前に行うことはできますか？	補助金の交付を受けて着手する場合は、補助決定通知後（令和9年9月予定）に行う必要がありますが、例示いただいたとおり、令和9年9月以前にA工事（躯体工事）を実施し、9月以降にC工事（内装工事）を実施する場合、C工事の補助申請を行うことは可能です。その場合、A工事とC工事で契約を分ける必要があり、A工事は補助対象外工事となりますのでご注意ください。
6	募集要項	4 募集対象の運営内容	従業員確保のため、敷地内に社員寮を設けることは可能ですか。	本公募では、併設可能サービスを（本市が推進する地域包括ケアシステムの構築に資するサービス【要介護高齢者の在宅生活の支援につながるサービス】）としているため、社員寮は対象ではありません。